

地籍調査実施済土地にかかる 固定資産税の課税方法が変わります

税務収納課資産税係 ☎0824-73-1144

本市では、土地の正確な地積などを調べる「地籍調査事業」を進めています。

現在、地籍調査を行っている東城地域と総領地域の固定資産税は、これまで合併前からの方法を引き継ぎ、調査前の地積（減少分は反映）をもとに課税してきました。

しかし、調査の終了が予定より遅れ早期の完了が見込めないことや、地籍調査実施済の他地域の課税移行状況などを総合的に判断し、当初計画で定めた終了予定年度の令和5年度を区切りとし、次の固定資産税評価替え基準年度である令和9年度から、固定資産税の原則に基づき、調査で確定した地積により固定資産税を計算します。

この変更は、税の公平性を保ち、地域の実態に即した評価を行うための重要な措置です。ご理解とご協力をお願いします。

なお、令和10年度以降についても、評価替え基準年度にかかわらず、随時この方法により課税を行います。

増減額の見込みは次のとおり計算できます

令和8年度 固定資産税（土地・家屋）課税明細書（イメージ）

○納税義務者

〇〇 〇〇様

義務者番号

通知書番号

区分	土地又は家屋の所在地				評 価 額(円)	住宅用地・軽減	軽減税額(円)
	登記地目・種類	登記地積・床面積(㎡)	建築年	家屋番号	固定資産税前年度課税標準額(円)	固定資産税当該年度課税標準額(円)	固定資産税相当税額(円)
	現況地目・構造	現況地積・床面積(㎡)	敷地権割合		都市計画税前年度課税標準額(円)	都市計画税当該年度課税標準額(円)	都市計画税相当税額(円)
土地	総領町黒目 字〇〇 〇〇番				200,000		
	宅地	② 500.00			120,000	③ 120,000	④ 1,680
	宅地	① 200.00					

【例】

① 現況地積:200m² ② 地籍調査後地積(登記地積):500m²

③ 現年度課税標準額:120,000円 ④ 現年度税額:1,680円

A 変更後課税標準額:300,000円 B 変更後税額:4,200円

$$A \quad 300,000\text{円} = 120,000\text{円}(\text{③}) \div 200\text{m}^2(\text{①}) \times 500\text{m}^2(\text{②})$$

$$B \quad 4,200\text{円} = 300,000\text{円}(A) \times 1.4\%(\text{税率})$$

$$4,200\text{円}(B) - 1,680\text{円}(\text{④}) = \underline{2,520\text{円}} \cdots \text{増額分}$$

※上記明細書はイメージです。

※評価額などが変更となる場合があるので、この限りではありません。

